

第8章 損害評価会及び損害評価員等

(損害評価会の設置)

第262条 この組合に、損害評価会を置く。

- 2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。
- 3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、組合長が総代会の承認を得て選任した委員101人（第266条に規定する地区委員を含む。）以内をもって組織する。

(損害評価会の委員の任期)

第263条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

- 2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(損害評価会の会長)

第264条 損害評価会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(損害評価会の部会)

第265条 損害評価会に農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会、園芸施設共済部会、建物共済部会及び農機具共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第4項の規定は、部会長について準用する。

(損害評価会地区部会の設置)

第266条 この組合を4つの地区に分け、各地区に損害評価会地区部会を置く。4つの地区は、加賀地区（加賀市、小松市、能美市、川北町）、石川中央地区（白山市、野々市市、金沢市、内灘町、津幡町、かほく市）、中能登地区（宝達志水町、羽咋市、志賀町、中能登町、七尾市）、奥能登地区（穴水町、能登町、輪島市、珠洲市）とする。

- 2 地区部会は、会長の命を受け、地区内の共済事故に係る損害の防止及び認定に関する事項等について調査審議する。
- 3 地区部会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、組合長が総代

会の承認を得て選任した委員のうち77人以内をもって組織する。

- 4 地区部会として、農作物共済(水稻)地区部会、農作物共済(麦)地区部会、果樹共済地区部会及び畑作物共済地区部会を置く。
- 5 地区部会に地区部会長を置く。地区部会長は、地区委員のうちから会長が指名する。
- 6 地区部会に属すべき委員は、地区委員のうちから会長が指名する。
- 7 第263条の規定は地区委員について、第264条第4項の規定は地区部会長について準用する。

(損害評価会の会議)

第267条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 地区部会の会議は、地区部会長が招集する。
- 4 損害評価会、部会及び地区部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(損害評価員)

第268条 この組合に損害評価員1,930人以内を置く。

- 2 損害評価員は、組合長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定、損害の防止等に従事する。
- 3 損害評価員は、組合長が理事会の承認を得て任免する。

(共済部長)

第269条 この組合に、集落(又はこれに準ずる地区)ごとに共済部長を置く。

- 2 共済部長は、共済掛金の徴収、損害の通知の受理その他日常の組合の業務に関する事項について組合と担当地区内の組合員との連絡の任に当る。
- 3 共済部長は、組合長が理事会の承認を得て委嘱する。

(報酬)

第270条 損害評価会の委員、損害評価会の地区委員、損害評価員及び共済部長には、総代会の議決により、報酬その他の給与を支給する。